

(議) 第6号

秋田市議会会議規則の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

令和3年12月22日

提出者

秋田市議会議員 渡辺正宏
外35名

秋田市議会議長 岩谷政良様

秋田市議会会議規則の一部を改正する規則

秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

本会議および委員会の欠席の事由等を改めるため、改正しようとするものである。

